

## 議案第 8 1 号

### 北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 1 1 月 2 8 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

### 北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 7 3 号を第 7 5 号とし、第 2 6 号から第 7 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 2 5 号中「（平成 1 1 年法律第 8 1 号）」を削り、「当該共同住宅等において申請をしようとする住戸の合計数」を「申請住戸数」に改め、同号を同項第 2 7 号とし、同項第 2 4 号の次に次の 2 号を加える。

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| (25) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定による認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 | 申請 1 件につき次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定める額を合算して得た額<br>ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住 |
|---|---------------------|---|

宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限り、）が提出された場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める額を合算して得た額

(ア) 一戸建ての住宅 5,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次の表の左欄に掲げる申請住戸数（申請に係る住戸を含む1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

申請住戸数	手数料の額
1戸	5,000円
2戸以上5戸以内	10,000円

6戸以上1 0戸以内	18,000 0円
11戸以上 25戸以内	31,000 0円
26戸以上	52,000 0円

(ウ) 住宅用途を含む建築物  
（住戸部分を除く。）及  
び非住宅建築物 次の表  
の左欄に掲げる床面積の  
合計の区分に応じ、それ  
ぞれ同表の右欄に掲げる  
額

床面積の合計	手数料の額
300平方メ ートル以内	10,000 0円
300平方メ ートルを超え 500平方メ ートル以内	31,000 0円

イ アに規定する場合以外の  
場合 次の(ア)から(エ)までに  
掲げる建築物の区分に応  
じ、それぞれ当該(ア)から(エ)  
までに定める額を合算して  
得た額

(ア) 一戸建ての住宅 3  
8,000円

(イ) 住宅用途を含む建築物  
の住戸部分 次の表の左  
欄に掲げる申請住戸数に

応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

申請住戸数	手数料の額
1戸	38,000円
2戸以上5戸以内	66,000円
6戸以上10戸以内	96,000円
11戸以上25戸以内	140,000円
26戸以上	203,000円

(ウ) 共同住宅の共用部分

111,000円

(エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル以内	250,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内	412,000円

(26) 都市の低炭素 低炭素建築物新 前号ア及びイに掲げる建築物  
化の促進に關す 築等計画の変更 の区分に応じ、それぞれ当該  
る法律第55条 の認定申請手数 ア及びイに規定する額に2分  
第1項の規定に 料 の1を乗じて得た額を合算し  
よる認定の申請 て得た額  
に対する審査

第2条第2項中「前項第30号ア」を「前項第32号ア」に改め、同  
条第3項中「第1項第32号」を「第1項第34号」に改め、同条第4  
項中「第1項第43号」を「第1項第45号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第43号」を「前条第1項第45号」に  
改める。

第5条第4項及び第5項中「第2条第1項第30号」を「第2条第1  
項第32号」に、「第32号」を「第34号」に改め、同条第8項中  
「第2条第1項第44号から第73号まで」を「第2条第1項第46号  
から第75号まで」に改める。

附則第4項中「第2条第1項第64号」を「第2条第1項第66号」  
に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第81号参考資料

北本市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(手数料の納付)</p> <p>第2条 市長（市長の命ずる建築主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。</p> <p>(1)～(24) 略</p>	<p>(手数料の納付)</p> <p>第2条 市長（市長の命ずる建築主事を含む。）に対して申請等をしようとする者は、次の各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料の金額は、特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ定める額とする。</p> <p>(1)～(24) 略</p> <p><u>(25) 都市の低炭 低炭素建築 申請1件につき次のア</u>  <u>素化の促進に 物新築等計 及びイに掲げる場合の</u>  <u>関する法律 画の認定申 区分に応じ、それぞれ当</u>  <u>(平成24年 請手数料 該ア及びイに定める額</u>  <u>法律第84 合算して得た額</u>  <u>号)第53条 ア 低炭素建築物新築</u>  <u>第1項の規定 等計画が都市の低炭</u>  <u>による認定の 素化の促進に関する</u>  <u>申請に対する 法律第54条第1項</u></p>

	<p><u>審査</u></p> <p><u>各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。）が提出された場合 次の(ア)から(ウ)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める額を合算して得た額</u></p> <p>(ア) 一戸建ての住宅</p> <p>5,000円</p>
--	--

(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分  
次の表の左欄に掲げる申請住戸数  
(申請に係る住戸を含む1の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数をいう。以下同じ。)に  
応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

申請住戸数	手数料の額
1戸	5,000円
2戸以上5戸以内	10,000円
6戸以上10戸以内	18,000円
11戸	31,000円



		以上 2 5 戸 以 内	0 0 円
		2 6 戸 以上	5 2, 0 0 0 円
	(ウ) 住宅用途を含む 建築物(住戸部分を 除く。)及び非住宅 建築物 次の表の 左欄に掲げる床面 積の合計の区分に 応じ、それぞれ同表 の右欄に掲げる額		
		床 面 積 の合計	手数料の 額
		3 0 0 平 方 メ ー ト ル 以 内	1 0, 0 0 0 円
		3 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え	3 1, 0 0 0 円

	<table border="1" data-bbox="1644 233 1957 427"> <tr> <td>5 0 0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平 方 メ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ー ト ル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以 内</td> <td></td> </tr> </table> <p data-bbox="1615 435 1957 756"> <u>イ アに規定する場合</u>  <u>以外の場合 次の(ア)</u>  <u>から(エ)までに掲げる</u>  <u>建築物の区分に応じ、</u>  <u>それぞれ当該(ア)から</u>  <u>(エ)までに定める額を</u>  <u>合算して得た額</u> </p> <p data-bbox="1644 767 1957 855"> <u>(ア) 一戸建ての住宅</u>  <u>3 8, 0 0 0 円</u> </p> <p data-bbox="1644 866 1957 1187"> <u>(イ) 住宅用途を含む</u>  <u>建築物の住戸部分</u>  <u>次の表の左欄に</u>  <u>掲げる申請住戸数</u>  <u>に応じ、それぞれ同</u>  <u>表の右欄に掲げる</u>  <u>額</u> </p> <table border="1" data-bbox="1644 1198 1957 1340"> <tr> <td><u>申 請 住</u></td> <td><u>手数料の</u></td> </tr> <tr> <td><u>戸 数</u></td> <td><u>額</u></td> </tr> <tr> <td><u>1 戸</u></td> <td><u>3 8, 0</u></td> </tr> </table>	5 0 0		平 方 メ		ー ト ル		以 内		<u>申 請 住</u>	<u>手数料の</u>	<u>戸 数</u>	<u>額</u>	<u>1 戸</u>	<u>3 8, 0</u>
5 0 0															
平 方 メ															
ー ト ル															
以 内															
<u>申 請 住</u>	<u>手数料の</u>														
<u>戸 数</u>	<u>額</u>														
<u>1 戸</u>	<u>3 8, 0</u>														

			00円
	2戸以 上5戸 以内	66,000円	
	6戸以 上10 戸以内	96,000円	
	11戸 以上2 5戸以 内	140,000円	
	26戸 以上	203,000円	
	(ウ) 共同住宅の共用 部分	111,000円	
	(エ) 住宅用途を含む 建築物の住宅用途以 外の部分及び非住宅 建築物 次の表の左 欄に掲げる床面積の 合計の区分に応じ、 それぞれ同表の右欄		

		に掲げる額	
		床面積 の合計	手数料の 額
		300 平方メ ートル 以内	250, 000円
		300 平方メ ートル を超え 500 平方メ ートル 以内	412, 000円
(25) 長期優良住 長期優良住 ア 長期優良住宅の普	(26) 都市の低炭 低炭素建築 素化の促進に 物新築等計 関する法律第 画の変更の 55条第1項 認定申請手 の規定による 数料 認定の申請に 対する審査	(26) 都市の低炭 低炭素建築 素化の促進に 物新築等計 関する法律第 画の変更の 55条第1項 認定申請手 の規定による 数料 認定の申請に 対する審査	前号ア及びイに掲げる 建築物の区分に応じ、そ れぞれ当該ア及びイに 規定する額に2分の1 を乗じて得た額を合算 して得た額
(25) 長期優良住 長期優良住 ア 長期優良住宅の普	(27) 長期優良住 長期優良住 ア 長期優良住宅の普	(27) 長期優良住 長期優良住 ア 長期優良住宅の普	

<p>宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査</p>	<p>宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた住宅</p>	<p>宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に対する審査</p>	<p>宅建築等計画の認定申請手数料</p>	<p>及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた住宅</p>
		<p>(ア) 略</p>			<p>(ア) 略</p>
		<p>(イ) 共同住宅等申請1件につき13,000円を<u>当該共同住宅等において申請をしようとする住戸の合計数</u>で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>			<p>(イ) 共同住宅等申請1件につき13,000円を<u>申請住戸数</u>で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p>

イ アに規定する審査を受けていない住宅  
(ア) 略  
(イ) 共同住宅等 申請1件につき127,000円を当該共同住宅等において申請をしようとする住戸の合計数で除して得た額  
(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

(26)～(73) 略

2 前項第30号アの表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) 略

3 第1項第32号の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について

イ アに規定する審査を受けていない住宅  
(ア) 略  
(イ) 共同住宅等 申請1件につき127,000円を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(28)～(75) 略

2 前項第32号アの表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

(1)～(4) 略

3 第1項第34号の表の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について

<p>て算定する。</p> <p>4 <u>第1項第43号</u>の手数料は、行政文書の公開を行う1の実施機関をもって1件とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(手数料の納付)</p> <p>第3条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。(前条第1項第43号の手数料を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の減免等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次の各号いずれかに該当する建築物に係る確認申請又は計画通知手数料及び完了検査申請又は完了通知手数料については、<u>第2条第1項第30号</u>(同号イの表に掲げる手数料の額を除く。)及び<u>第32号</u>に定める手数料相当額の2分の1に相当する額を減額する。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>5 次の各号いずれかに該当する建築物に係る確認申請又は計画通知手数料及び完了検査申請又は完了通知手数料については、<u>第2条第1項第30号</u>(同号イの表に掲げる手数料の額を除く。)及び<u>第32号</u>に定める手数料を免除</p>	<p>て算定する。</p> <p>4 <u>第1項第45号</u>の手数料は、行政文書の公開を行う1の実施機関をもって1件とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>(手数料の納付)</p> <p>第3条 手数料は、申請のとき納付しなければならない。(前条第1項第45号の手数料を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>(手数料の減免等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 次の各号いずれかに該当する建築物に係る確認申請又は計画通知手数料及び完了検査申請又は完了通知手数料については、<u>第2条第1項第32号</u>(同号イの表に掲げる手数料の額を除く。)及び<u>第34号</u>に定める手数料相当額の2分の1に相当する額を減額する。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>5 次の各号いずれかに該当する建築物に係る確認申請又は計画通知手数料及び完了検査申請又は完了通知手数料については、<u>第2条第1項第32号</u>(同号イの表に掲げる手数料の額を除く。)及び<u>第34号</u>に定める手数料を免除</p>
---	---

<p>する。  (1)～(3) 略  6・7 略  8 <u>第2条第1項第44号から第73号までに規定する事務が次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</u>  (1)～(3) 略</p> <p>附 則  1～3 略  (住民基本台帳カード交付手数料の徴収の特例)  4 平成23年2月1日から平成25年3月31日までの間に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項の規定により交付を求められた住民基本台帳カードの交付手数料については、<u>第2条第1項第64号</u>の規定にかかわらず、徴収しない。</p>	<p>する。  (1)～(3) 略  6・7 略  8 <u>第2条第1項第46号から第75号までに規定する事務が次のいずれかに該当する場合は、手数料を免除する。</u>  (1)～(3) 略</p> <p>附 則  1～3 略  (住民基本台帳カード交付手数料の徴収の特例)  4 平成23年2月1日から平成25年3月31日までの間に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項の規定により交付を求められた住民基本台帳カードの交付手数料については、<u>第2条第1項第66号</u>の規定にかかわらず、徴収しない。</p>
--	--